

## 平成 28 年における交通安全運動の推進方針(概要)案

運動の目的	道民の交通安全意識を高め、交通事故防止の徹底を図る。				
年間スローガン	ストップ・ザ・交通事故 ～ めざせ 安全で安心な北海道 ～				
交通安全運動の重点	高齢者事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者の行動特性を理解した安全運転の普及に向けた取組を推進する。</li> <li>○ 夜光反射材の普及促進と高齢者宅等への訪問活動、ひと声アドバイス等による交通安全指導を推進する。</li> <li>○ 高齢者が個々の身体機能を自覚した安全な交通行動となる交通安全教育等を推進する。</li> <li>○ 高齢運転者標識の表示促進と高齢運転者に対する「思いやり」を持った運転の普及に向けた取組を推進する。</li> <li>○ 運転免許証の自主返納者への支援に関する情報の提供を推進する。</li> </ul>			
	飲酒運転根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲食店や酒類販売店、歓楽街といった飲酒関連業界や駐車場等と連携したハンドルキーパー運動や街頭啓発及び広報啓発活動を推進する。</li> <li>○ 交通ボランティアや安全運転管理者等と連携した飲酒疑似体験の交通安全講習や就業前における飲酒状態の点検等の普及を図る。</li> </ul>			
	スピードダウン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 速度の出し過ぎによる危険性の認識向上を図るため、交通安全教育や広報啓発活動を推進する。</li> <li>○ 安全速度の励行運動の啓発活動を推進する。</li> </ul>			
	シートベルト全席着用	○ シートベルト・チャイルドシートの全席着用の徹底と、地域・職域における着用率向上に向けた取組を推進する。			
	自転車安全利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車安全利用五則を活用した交通ルールの遵守と交通マナー向上に向けた交通安全教育や啓発活動を推進する。</li> <li>○ 自転車の点検及び整備に基づくＴＳマークや自転車損害賠償保険の必要性について広報啓発を推進する。</li> </ul>			
	居眠り運転防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長距離運転における休憩の呼びかけなど居眠り運転事故防止に向けた啓発活動を推進する。</li> <li>○ 道の駅、コンビニエンスストア等の駐車場を休憩場所に提供する「居眠り運転防止協力店」の取組を推進する。</li> </ul>			
	デイ・ライト	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋間に前照灯等を点灯することでドライバー自身の交通安全意識の高揚と他者に交通安全を呼びかけるデイ・ライト運動を推進する。</li> <li>○ 市町村をはじめ、関係機関・団体等の参加はもとより、地域・職域の民間団体等の参加を促進し、デイ・ライト運動の一層の浸透・定着を図る。</li> </ul>			
期別運動	運動名	春の全国交通安全運動	夏の交通安全運動	秋の全国交通安全運動	冬の交通安全運動
	実施期間	4/6(水)～4/15(金)	7/11(月)～7/20(水)	9/21(水)～9/30(金)	11/11(金)～11/20(日)
	セーフティコール	4/6(水)	7/13(水)	9/21(水)	11/11(金)
	期別運動の視点	○ 新入学(新学期)を迎える子供や活動期に入る自転車利用者の事故防止を図るための活動等を推進する。	○ 観光や夏型レジャー等に伴う事故防止や自動二輪車による事故防止と飲酒運転根絶を図るための活動等を推進する。	○ 夕暮れ時と夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止等を図るための活動等を推進する。	○ 凍結路面でのスリップ事故防止等を図るための活動等を推進する。
	重点項目	○ 春・秋の運動においては、全国交通安全運動推進要綱の運動重点に準じ、必要に応じ北海道独自の項目を定める。 ○ 夏・冬の運動においては、北海道の地域特性、交通事故の発生状況・特徴等を勘案する。			
交通安全の日等の運動	飲酒運転根絶の日(仮)	7月13日(水)	道民の飲酒運転根絶の気運を高めるため、啓発活動や広報活動を実施する。		
	交通事故死ゼロを目指す日	4月10日(日)、9月30日(金)	交通事故死ゼロを目指し、住民集会などの啓発行事や期別運動のセーフティコールに準じた啓発活動を実施する。		
	道民交通安全の日	毎月15日	道民の交通安全意識の高揚を図るため、期別運動のセーフティコールに準じた啓発活動等を実施する。		
	自転車安全日	毎月第1及び第3金曜日	自転車の安全利用と事故防止を図るため、自転車利用者を対象に街頭指導、啓発活動等を実施する。		
	その他の交通安全の日	無事故の日(6/25)、バイクの日(8/19)	地域独自の交通安全の日等に、地域・職域の実情に応じた啓発活動を実施する。		
特別対策	事故多発に伴う「交通死亡事故多発警報」の発表時に地域住民等への注意喚起などの緊急かつ効果的な広報啓発、住民集会、街頭指導等を実施する。				